

山形県空港供用規程に基づきインターネットによって公表する情報（山形空港）

令和6年4月1日

第1 空港機能施設事業の営業時間（空港供用規程第1条第2項関係）

- 1 旅客取扱施設（旅客ターミナルビル）の営業時間
午前7時30分から午後7時30分まで
- 2 貨物取扱施設（貨物上屋）の営業時間
航空貨物取扱い休止中
- 3 給油施設の営業時間（航空機燃料のタンク搬入及び航空機への給油可能時間）
午前8時00分から午後8時00分まで
- 4 駐車場の出入可能時間
午前5時40分から午後11時00分まで

第2 空港が提供するサービスに係る施設（空港供用規程第3条第1号関係）

- 1 各施設配置図
山形空港ホームページを参照のこと。
【<http://www.yamagata-airport.co.jp/floormap/index.html> 又は「山形空港」で検索】
- 2 C I Q
出入国管理：法務省出入国在留管理庁仙台出入国在留管理局
税 関：財務省東京税関酒田税関支署
検 疫：厚生労働省仙台検疫所
植 物 防 疫：農林水産省横浜植物防疫所塩釜支所
動 物 検 疫：農林水産省動物検疫所仙台空港出張所

※ 上記職員の出張で対応している。

- 3 主要施設
コインロッカー（1階）
授乳室（1階）
山形空港サポーターズクラブ会員専用ビジネスラウンジ（2階）
おくつろぎコーナー（2階）
多目的ルーム（2階）
喫煙室 1箇所（山形空港サポーターズクラブ会員専用ビジネスラウンジ）
展望デッキ（3階：無料）
- 4 飲食店・物販店
飲食店：エアポートキッチン 樺（2階）
物販店：清川屋（2階）、さくらんぼ（2階）、ヤマザキショップ山形空港店（1階）
- 5 その他
観光案内所「山形空港旅サロン」（1階）
レンタカー案内所（1階）
自動体外式除細動器（AED）（1階）
デジタル国際公衆電話（1階）
村山警察署山形空港警備派出所（1階）
公衆無線LANサービス「Yamagata Airport Free Wi-Fi」（1階、2階）
ATM（1階）

第3 空港に関する情報（空港供用規程第3条第2号関係）

1 空港管理者

名 称：山形県（山形空港事務所）
所 在 地：山形県東根市大字羽入字柏原新林 3008 番地
電話番号：0237-48-1313

2 空港機能施設事業者

(1) 旅客取扱施設

名 称：山形空港ビル株式会社
所 在 地：山形県東根市大字羽入字柏原新林 3008 番地
電話番号：0237-47-3111

(2) 貨物取扱施設（航空貨物取扱い休止中）

名 称：山形空港ビル株式会社
所 在 地：山形県東根市大字羽入字柏原新林 3008 番地
電話番号：0237-47-3111

(3) 給油施設事業者

名 称：エナジー山形株式会社山形航空営業所
所 在 地：山形県東根市大字羽入字柏原新林 3008 番地
電話番号：0237-47-1661

3 駐車場管理

名 称：山形県（山形空港事務所）
所 在 地：山形県東根市大字羽入字柏原新林 3008 番地
電話番号：0237-48-1313

4 乗入れ航空会社（定期便）

日本航空株式会社、株式会社フジドリームエアラインズ

5 路線・ダイヤ

山形～東京（羽田）、山形～大阪（伊丹）、山形～名古屋（小牧）、山形～札幌（新千歳）
ダイヤは山形空港ホームページを参照のこと。

【<http://www.yamagata-airport.co.jp/information.html> 又は「山形空港」で検索】

6 空港アクセス

山形空港ホームページを参照のこと。

【<http://www.yamagata-airport.co.jp/access/index.html> 又は「山形空港」で検索】

7 駐車場

乗用車 759 台（無料）
タクシー 18 台

8 空港マップ

山形空港ホームページを参照のこと。

【<http://www.yamagata-airport.co.jp/floormap/index.html> 又は「山形空港」で検索】

9 バリアフリー情報

身体障害者用駐車場 6 台（無料）
身体障害者用トイレ 2 箇所（2 階ロビー、2 階搭乗待合室）
エレベーター 2 機

10 給油施設が提供する燃料の種類等

燃料の種類：J E T A-1
給油の方式：レフューラー方式

11 着陸料（山形県空港管理条例の定めによる。）

ターボジェット発動機を装備する航空機（以下「ターボジェット機」という。）にあつては(1)により算出して得た金額、ターボジェット機以外の航空機にあつては(2)により算出して得た金額

- (1) 着陸1回ごとに、国内航空に従事する航空機にあつてはア及びイの金額の合計額に1.1を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはア及びイの金額の合計額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.1を乗じて得た金額）
- ア 航空機の重量（最大離陸重量をいう。以下同じ。）に応じて、次により算出して得た金額
- ① 重量が25トン以下の部分 1トン（1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。以下同じ。）ごとに1,100円
 - ② 重量が25トンを超え100トン以下の部分 1トンごとに1,500円
 - ③ 重量が100トンを超える部分 1トンごとに1,700円
- イ 国際民間航空条約の附属書16により測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1E P Nデシベル未満の端数があるときは、当該端数は1E P Nデシベルとする。）から83を減じた値を3,400円に乘じて得た金額
- (2) 着陸1回ごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつてはア又はイの金額に1.1を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつてはア又はイの金額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.1を乗じて得た金額）
- ア 重量が6トン以下の航空機 1,000円
- イ 重量が6トンを超える航空機 700円に重量が6トンを超える部分について1トンごとに590円を加算した金額
- 12 着陸料の軽減措置（山形県空港管理条例の定めによる。）
- (1) 他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に関する着陸料は、ア及びイの金額の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。
 - (2) 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に関する着陸料はア及びイの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額とする。
 - (3) 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に関する着陸料は、徴収しない。
- 13 停留料（山形県空港管理条例の定めによる。）
- 停留した時から24時間までごとに、航空機の重量に応じて、国内航空に従事する航空機にあつては次により算出して得た金額に1.1を乗じて得た金額、国際航空に従事する航空機にあつては次に定めるところにより算出して得た金額（国際航空に従事する航空機で自家用航空機であるものにあつては、当該金額に1.1を乗じて得た金額）を徴収する。
- ただし、停留時間が6時間未満の場合は徴収しない。
- (1) 重量が23トン以下の航空機
- ア 重量が3トン以下の部分 810円
- イ 重量が3トンを超え6トン以下の部分 810円
- ウ 重量が6トンを超え23トン以下の部分 1トンごとに30円
 - (2) 重量が23トンを超える航空機

ア 重量が25トン以下の部分 1トンごとに90円

イ 重量が25トンを超え100トン以下の部分 1トンごとに80円

ウ 重量が100トンを超える部分 1トンごとに70円

14 着陸料等の減免（山形県空港管理条例及び同施行規則の定めによる。）

災害その他特別の理由があると認められる場合、着陸料及び停留料を減免することがある。

15 旅客取扱施設利用料

設定していない。

16 利用者の意向を反映する仕組み

 - (1) 投書箱でのご意見の受付
 - (2) 山形空港事務所又は山形空港ビル株式会社への電話連絡による受付